

独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成17年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見について」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行います。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的に評価(=二次評価)を行い必要な意見を通知します。

1 評価の主な視点

本年度から特殊法人等から移行した独立行政法人の事務・事業の見直しが始まったことなどを踏まえ、年度評価においても「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)等の視点を踏まえた評価を実施。

■ 中期目標期間終了時の事務・事業の見直しをも踏まえた業務の在り方の検討に資する評価が行われているか。

(例)

- ・ スポーツ振興投票業務(日本スポーツ振興センター①⑨)
- ・ 国立病院の設置・運営(国立病院機構②⑩)

■ 財務内容等や主要な事務・事業の改善等に資する評価が行われているか。

(例)

- ・ 研究開発コストの管理(宇宙航空研究開発機構①⑨)
- ・ 業務委託の効果の明確化(農業者年金基金①⑨)

■ 他の府省評価委員会等において参考となる評価等の積極的な取組

(例)

- ・ 各施設の収支率を職員の賞与に反映(労働者健康福祉機構②⑩)

(注) 法人名の横の丸囲みの数値は、法人の中期目標期間終了年度を示す。(以下同じ。)

2 主な意見

1 業務の在り方の検討に資する評価

日本スポーツ振興センター⑱(文部科学省)

○スポーツ振興投票業務

既存の指摘事項	文科省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p>政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないよう尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。</p> <p>(平成16年度決算 議決(平成18年6月9日参議院本会議))</p>	<p>スポーツ振興に関する助成については、スポーツ振興くじの売上げが減少し、それに伴い十分な助成財源が確保できておらず、中期目標の達成のためには業務の改善が必要である。平成18年3月から取り組んでいる改善方策を通じ、今後、業務運営の効率化・売上向上に最大限努め、財務内容の改善を図り、もって助成財源が確保されることを期待する。</p>	<p>スポーツ振興投票業務については、スポーツ振興投票の売上の減少に伴い十分な助成財源が確保できていないという現状を踏まえ、<u>改善方策の実施状況を検証した上で、制度そのものの在り方の再検討が可能となるような評価を行うべきである。</u></p>

(参考) ○スポーツ振興くじの売上額の推移 H15' 199億円 → 16' 157億円 → 17' 149億円
 ○投票勘定の欠損金 H16' ▲155億円 → 17' ▲293億円(貸借対照表(H18.3.31)上の数値)
 ○助成実績 H15' 24億円(1,004件) → 16' 6億円(263件) → 17' 2億円(257件)

国立病院機構⑳(厚生労働省)

○国立病院の設置・運営業務

既存の指摘事項	厚労省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p>(特 段 な し)</p>	<p>地域の医療機能の分化・連携等我が国の医療提供体制のあり方が大きく変わりつつある現在、全国に146病院のネットワークからなる国立病院機構が、我が国の医療政策における役割等も踏まえ、<u>今後ともそのネットワークを活用して積極的に国民医療の向上に貢献していく姿勢を期待したい。</u></p>	<p>個々の病院の機能や経営効率の見直しを視野に入れ、政策医療を担うナショナルセンターが平成22年度から独立行政法人化されるなどの変革を踏まえ、<u>今後の政策医療の在り方を視野に入れた各病院の位置付けや役割についての検討に資する評価を行うべきである。</u></p>

(参考) 国立病院機構は全国146病院を設置・運営し、政策医療を実施。一方、行革の重要方針で国立高度専門医療センター(国立がんセンター等)も独法化。

空港周辺整備機構⑱（国土交通省）

○ 業務の在り方

既存の指摘事項	国交省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p>○ 空港周辺整備機構は、前身の認可法人設立（大阪国際空港周辺整備機構については昭和49年、福岡空港周辺整備機構については昭和51年）以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に30年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る。</p> <p>→平成19年度以降検討、平成20年度中に結論</p> <p>○ また、騒音対策の縮小に併せ、当該法人の業務及び組織についても見直す。</p> <p>【規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)】 (平成18年3月31日閣議決定)</p>	<p>○ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に定められた『共同住宅建設事業については廃止する。また、既存の共同住宅について、(中略)できる限り早期に処分する。』という最終目標を本年度に達成したことは、高く評価できる。</p>	<p>本法人の事務及び事業については、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、国及び地方公共団体との関係、事務事業ごとの業務量の推移、将来の需要見込みにも留意しつつ、<u>独立行政法人の業務として担う必要性・有効性等を含めた業務の在り方が明確になるような評価を行うべきである。</u></p>

2 財務内容等の改善及び主要な事務・事業についての評価

環境再生保全機構⑳(環境省)

○ 債権回収の促進

既存の指摘事項	環境省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
(特 段 な し)	破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権回収についても、目標を上回る実績をあげている。	旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収事業については、 <u>正常債権以外の債権からの回収が、中期目標における目標額を達成したことを踏まえ、引き続き適正かつ積極的な債権回収を更に促すという観点から評価を行うべきである。</u>

(参考) (中期目標)承継業務に係る債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。
(実績)H16' 約111億円 H17' 約150億円(合計261億円)

宇宙航空研究開発機構㉑(文部科学省)

○ 研究開発コストの管理

既存の指摘事項	文科省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
(特 段 な し)	(項目別評価) LNG推進系については、当初計画していた複合材極低温推進タンクに技術的課題が生じたことにより、金属タンクを活用した代替案の実現性について検証を行った。しかし、その過程において、エンジン燃焼圧力変動等の技術的課題が発生し、開発工程が遅延しており、今中期目標期間中のLNG推進系の飛行実証は困難な状況にある。 なお、金属タンクを活用した代替案の技術課題について、原因究明並びに対応策を検討した上で、今後の開発について再度スケジュールを設定しなおす必要がある。	宇宙開発プロジェクトについては、技術開発リスクが高いこともあって、開発費が当初計画より増加する傾向がみられる。 <u>このようなプロジェクトについては、開発スケジュールの見直しなどの進行管理の視点にとどまらず、当該リスクの低減方策等コスト管理への取組や計画の継続の可否といった視点を含めて評価を行うべきである。</u>

農業者年金基金⑱(農林水産省)

○ 業務委託

既存の指摘事項	農水省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
(特 段 な し)	<p>評価・点検の実施については、計画どおり順調に実施されている。</p> <p>当該項目については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるように、また、<u>業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。</u></p>	<p>本法人の業務については、その業務の相当部分を農業協同組合、農業委員会、都道府県農業会議、農業協同組合中央会等へ委託して行われているが、<u>中期目標期間の終了時における見直し検討に資するため及び業務運営の効率化、経費節減を図る観点から、各委託先における委託業務の実施状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、委託業務の効果が明らかになるような評価を行うべきである。</u></p>

(参考) 加入者対象者への制度の周知・普及等の業務を農業協同組合、農業委員会、都道府県農業会議等に委託(平成16年度の業務委託費は27億円で年金給付部分を除く経常費用の約6割を占める。16年度27.4億円→17年度25.6億円)。

都市再生機構⑳(国土交通省)

○ 関連公益法人との取引

既存の指摘事項	国交省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p>○ 機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とし、中小企業への発注機会の拡大のための分離分割方式の活用を含め一般の民間事業者の業務機会の拡大に努めること。</p> <p>【独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議(平成15年6月12日参議院国土交通委員会)】</p>	<p>(入札及び契約の適正化の推進)</p> <p>一般競争入札の対象金額を引き下げ、談合防止策の強化等の入札方法の見直しや、リバースオークション方式などの新たな発注方式の導入などによる契約の透明性、公正性の確保の措置を講じており、評価できる。</p> <p>(子会社・関連会社等の整理合理化)</p> <p>平成17年度当初31社を、<u>目標である30社まで削減しており、優れた実施状況にあり、評価できる。</u></p>	<p>機構への依存度が高い(80%以上)関連公益法人等との取引については、当該法人の業務の内容、当該法人の再委託の状況をも把握した上で、<u>当該法人との契約の必要性・妥当性について厳格な評価を行うべきである。</u></p>

(参考) 特定関連会社(子会社):日本総合住生活(株)等16社、関連会社:新都市センター開発(株)等14社、関連公益法人:(財)住宅管理協会等9法人(機構依存率80%以上:17年度 5法人 16年度 6法人)

中小企業基盤整備機構⑩(経済産業省)

○ 市場化テストの成果

既存の指摘事項	経産省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p>来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施する。</p> <p>さらに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第164回国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。</p> <p>【規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)】</p>	<p>中小企業大学校の自己改革の一貫として、中期計画にない「市場化テスト」に積極的に取り組んでいること、また、研修事業について、受講者が増大するとともに(平成17年度受講者数3.5万人、前年度比162%)研修の「役立ち度」(受講者評価で4段階中、上位2位段階を得た割合)は97.5%であったことは、高く評価する。</p>	<p>全国9か所の中小企業大学校(以下「大学校」という。)における研修業務については、より効率的かつ効果的な業務の実施を促す観点から、研修受講者数や研修の「役立ち度」等に基づく全体評価に加えて、各大学校における業務の実施状況やその効率性・有効性等について明らかにした上での評価を行うとともに、その評価結果を評価表等へ記載する必要がある。また、各大学校が地域ブロックごとに配置されていることを踏まえ、各大学校が地域の課題に対応した研修等を実施した場合には、その成果について客観的かつ積極的に評価を行うべきである。</p> <p>さらに、旭川校において平成18及び19年度に実施する市場化テスト(モデル事業)については、民間開放を積極的に推進し、コスト削減、費用対効果の向上等を図る観点から、その結果を踏まえつつ、大学校の研修事業における導入の範囲や規模等について積極的に検討するため、成果の評価を行うべきである。</p>

(参考) 中小企業大学校では、中小企業者、創業予定者、中小企業支援機関の支援担当者を対象とする研修を実施。全国9校(旭川、仙台、三条、東京、瀬戸、関西、広島、直方、人吉)

3 その他

緑資源機構⑱(農林水産省)

○ 不正防止等

既存の指摘事項	農水省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
林道整備で官製談合の疑い(マスコミ報道等)	(事業実施コストの縮減についての評価は行っているが、契約に係る情報公開や不正等防止のための取組状況等についての評価が行われていない。)	<p>随意契約により実施している業務については、国における取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて))等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。</p> <p>また、<u>入札等に関し業務の適正な執行上問題のある事例が発生した場合には、業務の適正化を図る観点から、その発生原因と発生防止のための取組状況を明らかにさせた上で、チェック機能の強化等再発防止対策に反映できるような評価を行うべきである。</u></p>

(参考) 公正取引委員会は、平成18年10月31日、緑資源機構が発注する全国の林道整備事業のコンサルタント業務の入札を巡り、談合が繰り返されていた疑いが強まったとして、独占禁止法違反の疑いで同機構や測量コンサルタント会社などに対して一斉に立入検査を実施した。

4 所管法人共通指摘事項

- 人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価
- 随意契約の見直しの取組状況等についての評価
- 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価
- 市場化テストの導入を視野に入れた評価
- 資産の活用等についての評価
- 非公務員化についての評価

3 評価の参考となる取組

○ 総務省評価委員会(情報通信・宇宙開発分科会)

情報通信研究機構の毎年度の業務実績評価において、項目別評価調書に中期計画に記載されている項目ごとに各年度の実施予定内容を「各中期目標期間における実施計画(5年間での実施予定)」として、中期目標達成までのプロセスを記載し、各年度における中期計画の進捗状況が全体の中で明らかになるような取組を実施している。

○ 労働者健康福祉機構(施設ごとの収支率を賞与に反映)

業務運営の効率化のため、新たな人事・給与制度導入の準備として、施設別業務実績(医療事業収支率)を反映した給与制度の導入(平成18年度の実績に基づき、平成19年度の賞与から反映)、管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入及び医師以外の職員俸給2.5%カットと管理職手当の定額化による年功的な給与制度の見直し(平成17年度給与改定)を決定した。

(注) 医療事業収支率 = 医療事業収入 ÷ 医療事業費 × 100を基に勤勉手当の支給月数に以下の係数を乗じる

医療事業収支率	110以上	: 係数	1.2
	105以上110未満	:	1.1
	100以上105未満	:	1.0
	95以上100未満	:	0.9
	95未満	:	0.8

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： あら い ゆたか
新 井 豊

評価監視官： し み ず まさ ひろ
清 水 正 博

総括評価監視調査官： すな やま ゆたか
砂 山 裕

総括評価監視調査官： ひら の まこと
平 野 誠

TEL : 03-5253-5444、5460

FAX : 03-5253-5443

E-mail : mhirano@soumu.go.jp